

## 茨城県行政書士会会則に基づく会員処分

氏 名：佐藤 洋一

登録番号：第10112782号

所属単位会：茨城県行政書士会

事務所所在地：茨城県北茨城市関南町神岡下21番地の2

処分年月日：令和3年10月26日

処分の内容：廃業の勧告及び令和3年10月27日から廃業するまでの間の会員の権利の停止

処分の理由：・本会からの再三の会費請求・催告にもかかわらず会費を長期間

(12ヶ月以上)滞納し続けている。

・会費納入に関する協議を行うための出席要請に対し、正当な理由なく一切応じなかった。

よって、茨城県行政書士会則第14条第1項及び同会則第90条第3項違反である。また、当該違反により、行政書士法第13条、日本行政書士連合会会則第62条第1項並びに行政書士倫理第25条違反である。